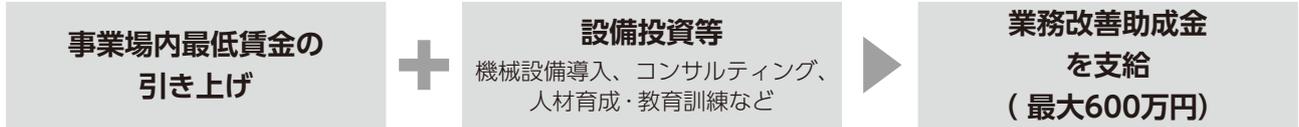


業務改善助成金(令和5年度)のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

◆業務改善助成金とは◆

中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

◆対象事業者◆

- ・中小企業・小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。

◆対象となる設備投資等◆

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。(次頁参照)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

◆助成上限額・助成率◆

助成上限額		助成上限額		
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率	
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※ 「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

◆助成対象経費の拡充◆

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。

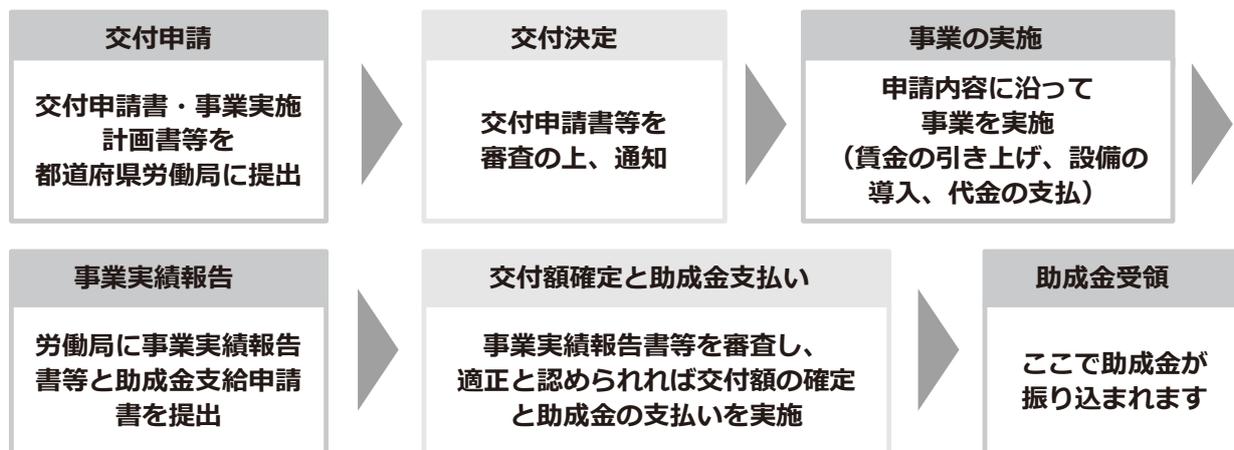
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」*も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	機器・設備の導入、経営コンサルティング、その他
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、汎用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

*「関連する経費」とは…生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

◆助成金支給の流れ◆

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



◆注意事項・お問い合わせ◆

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

参考ウェブサイト

• 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440(受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

中小企業リーガルサポートセンターぐんま (中サポぐんま)のご案内



◇「中小企業リーガルサポートセンターぐんま」とは？

「事業承継」「労使問題」など、会社経営者・自営業者の様々な分野のお悩み・お困りごとに弁護士がアドバイス、全力でサポート。トラブル回避やスムーズな問題解決へ向け相談をお受けします。

☀️ **会社経営者・自営業者** ☀️
のみなさまへ

弁護士が サポートします

電話相談

弁護士
紹介

研修
セミナー

大きな問題から小さなお悩みまで、
まずは弁護士に相談してみませんか？

お問い合わせ、ご相談は

群馬弁護士会
中小企業リーガルサポートセンターぐんま(中サポぐんま)

☎ 027-233-2900



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」
登録第29-100742号

JFBA 日本弁護士連合会 

☎ 0570-001-240

受付時間：平日（祝日を除く）10：00～12：00 / 13：00～16：00
※通話料はご負担ください。

群馬弁護士会 中小企業リーガルサポートセンターぐんま
(中サポぐんま)

中サポぐんまでは、中小企業関連団体に対し、弁護士によるセミナー、講演会、法律相談等のサービスを提供しています。

セミナー参考テーマ

事業承継 / 事業再生 / 債権回収 / 契約問題 / 労使問題 / 事故労災 / 顧客トラブル / 営業秘密・知的財産 / 経営者保証ガイドライン / 法改正 / 経営に必要な法的知識 等

セミナー等のご要望は群馬弁護士会(027-233-4804)までご相談ください。

会社経営者・自営業者のみなさまへ

群馬県内には約7万の会社、事業者があり、その99パーセント以上が、中小企業であるとされています。

私たち群馬弁護士会は、このような会社経営者、自営業者のみなさまのお役に立ちたいとの思いから、中小企業リーガルサポートセンターぐんま（略称「中サポぐんま」）を設立しました。

たとえば、「事業を子どもに継がせたいが、どうして良いかわからない」といった「事業承継」の問題や、「従業員からパワハラ・セクハラ相談があるが、どう対応したら良いかわからない」といった「労使問題」にお悩みの方もいるでしょう。

弁護士は、このパンフレットに書かれているように、様々な分野のお悩み・お困りごとにアドバイスをすることができ、みなさまを全力でサポートすることができます。

「こんな悩み相談しても良いのかな」と思うようなことでも大丈夫です。まずは、お気軽に弁護士に相談してみてください。

早めのご相談が、トラブル回避やスムーズな問題解決につながります。

中サポぐんまにお電話いただければ、相談をお受けする弁護士を紹介致します。

相談費用も、初回30分まで無料です。

ぜひ、中サポぐんまをご活用ください。



事業運営にあたって心配していることはありませんか。
大きな悩みになる前にまずはご相談ください。

これって法律違反？ 契約書って？ 海外で商売したい

従業員が事件・事故を起こした 店仕舞いしたい 事業を立て直したい

会社をつくりたい 後継ぎがない！ 残業 使い込まれた

支払ってこない 詐欺された などなど 保証人をやめたい セクハラパワハラ 資金繰りに困った！

そんなとき、サポートいたします！

主な相談事例

事業承継

事業を子どもたちが継いでくれない。事業は上手く行っており会社を閉めてしまうのもつらいのだが、何か良い方法はないか。

契約締結

新規取引先と取引を始めることとなった。今まで契約書など作成していなかったが、無用なトラブルにならないよう契約書を作りたい。

労使問題

従業員からセクハラ・パワハラの相談を受けている。お互い言い分もあるようだし、どのように対処すれば良いかわからない。残業代を辞めた従業員が請求してきたがどうしたら良いか。

顧客との問題

当社の商品を購入した顧客が、ネット上で商品の悪口を書いている。事実と異なることも書かれておりこのままでは当社の信用が害されてしまう。何か対策は取れないか。

売掛金の回収

取引先の経営が危ないとの噂を聞いた。当社の売掛金を支払ってもらうにはどうすれば良いか。

経営困難

会社の資金繰りが厳しい。このままでは不渡りを起こしてしまうが、何とか事業は続けたい。良い方法はないだろうか。

事故、労災

従業員が通勤途中で交通事故を起こしてしまった。会社としてどう対応すれば良いのか教えて欲しい。

営業秘密、知的財産

退職した従業員が、重要なデータを持って行ってしまった。ライバル会社に情報が漏れることは避けたいが、どうしたら良いか。

申込みから相談までの流れ

お電話から

群馬弁護士会
中小企業リーガルサポートセンターぐんま(中サポぐんま)

☎027-233-2900

JBA 日本弁護士連合会 群馬県支部

☎0570-001-240

受付時間：平日（祝日を除く）10:00～12:00 / 13:00～16:00
※通話料はご負担ください。

お名前・連絡先
などの基本情報をお伝えください。

折り返し、お近くの地域の弁護士がお電話いたします。
(お電話で申込みの場合は原則24時間以内)
法律相談の日時を調整してください。

弁護士の事務所などで法律相談
初回相談30分無料です！

問題解決！
または継続相談・事件依頼など



IT導入補助金2023のご紹介

この補助金は、中小企業・小規模事業者等が導入するITツールの経費の一部を補助する国の制度です。

補助金共通の要件として、導入するITツールは、「登録されたIT導入支援事業者」が保有する、「認定を受けたITツール」から選択する必要があります。

補助金の5つの分類を総まとめ
(下記各表の番号について)

- ①補助率
- ②補助対象
- ③補助額
- ④要件



《通常枠》

- ① 1 / 2
- ② ソフトウェア購入費・導入関連費・クラウド利用料(最大2年分)
- ③ 業務工程が少ない [A類型] は5～150万円、多い [B類型] は150万円～450万円
- ④ 労働生産性の向上に資するITツール

《セキュリティ対策推進枠》

- ① 1 / 2
- ② サービス利用料(最大2年分)
- ③ 5～100万円
- ④ “サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト”に掲載されているサービス

《デジタル化基盤導入枠》 〔商流一括インボイス対応類型〕

- ① 2 / 3
- ② インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているクラウド型ソフトウェアのクラウド利用料(最大2年分)
- ③ (下限なし)～350万円
- ④ 取引の発注側事業者が、受注側事業者に対して無償でアカウントを発行し、利用させる機能が必要

《デジタル化基盤導入枠》 〔複数社連携IT導入類型〕

〔デジタル化基盤導入類型〕の対象物に加え、消費動向等分析経費、事務費・専門家費も補助対象

《デジタル化基盤導入枠》

〔デジタル化基盤導入類型〕

- ① [ソフト] 補助額に応じて3 / 4と2 / 3
[ハード] 1 / 2
- ② ソフトウェア購入費・導入関連費・クラウド利用料(最大2年分)
+ハードウェア
(A: PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機)
(B: レジ・券売機)
- ③ [ソフト] (下限なし)～350万円
[ハード] A: 補助上限額10万円
B: 補助上限額20万円
- ④ ソフトウェアについては、会計・受発注・決済・ECに関するソフトに限る

～ 活用の8ステップ ～

- ① 本事業への理解
- ② 「登録されたIT導入支援事業者」から「認定を受けたITツール」を選定
- ③ “gBizIDプライムのアカウント取得”
“SECURITY ACTIONの実施”
“みらデジの経営チェックの実施”
- ④ 交付申請 (IT導入支援事業者との共同作成・提出)
- ⑤ 交付決定後、発注・契約・支払い
- ⑥ 事業実績報告
- ⑦ 補助金交付手続き
- ⑧ 事業実施効果報告

詳細は
こちら

